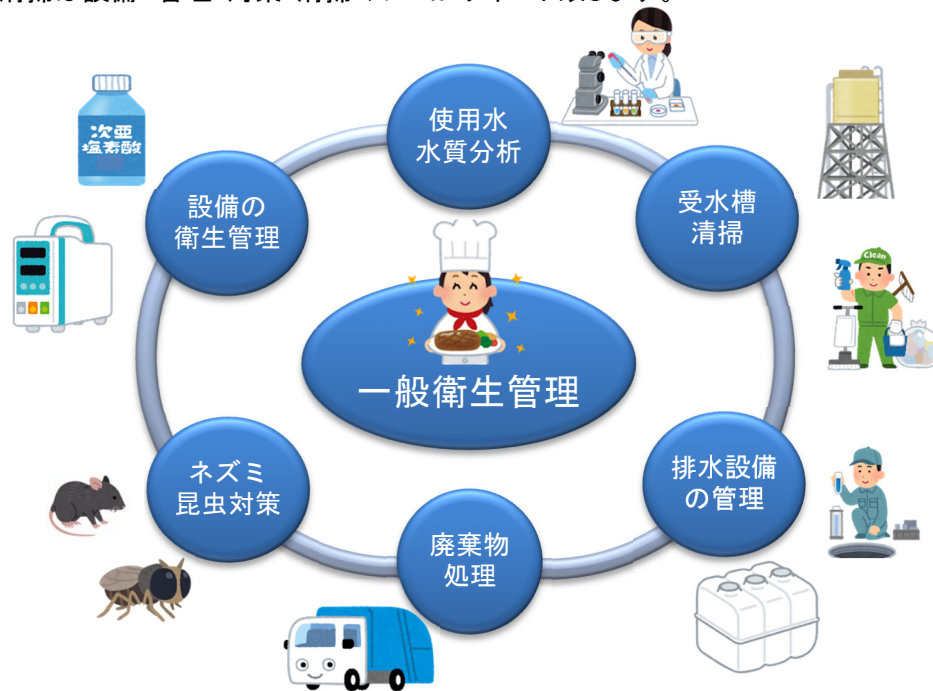


改正食品衛生法における 一般衛生管理のお手伝い

【 ワンストップサービス対応のご紹介 】

平成 30 年に公布された食品衛生法(第 50 条の 2 第 1 項第 1 号)では、食品営業施設の衛生的な管理について、厚生労働省令(第 66 条の 2)で基準を定めています。その中で、**一般衛生管理として定期的な対応が求められる管理について、対応方法や相談先等でお困りになった事はありませんでしょうか？**

当社では、一般衛生管理で専門的な知識や技術が必要となる各種、検査・清掃・対策・管理等、法令順守や衛生管理に関する困り事の「相談窓口」として、ワンストップサービスで対応させていただきます。水質分析を初めとした「化学分析業」で培った技術力と課題解決のネットワークにより、水質分析は分析のプロが、設備管理・対策・清掃は設備 管理・対策・清掃のプロがサポート致します。



～ その他、法令順守のお手伝い ～

食品衛生法(第 50 条の 2 第 1 項第 1 号)で定められた内容以外にも、施設や設備の規模によっては、その他法令の規制がかかる事があります。営業施設に必要な検査等について、ご提案させていただきますので、お気軽にご相談下さい。

(例) 水道法; 専用水道・簡易専用水道の施設 ⇒ 水質検査や受水槽清掃・法定検査
水質汚濁防止法; 法で定める排水量以上である特定事業場 ⇒ 水質検査等

詳しくは、窓口担当又は営業担当までお気軽にお問合せください。

お客様お問合せ窓口 : 環境検査部 貝森(内線318)



The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪2051番地2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL:<http://www.knights.co.jp>

お問合せはこちら